## 令和6年 第1回臨時会

# 筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和6年7月10日

筑西広域市町村圏事務組合

### 令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

### 第 1 日 (7月10日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	4
開	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	4
管理者提出議案の報告	4
議会運営委員会委員長の報告	5
会期の決定	6
報告第1号、報告第2号の上程、説明、質疑、採決	6
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	4
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	7
議案第7号の上程、説明、質疑、採決 2	4
議案外報告 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書(一般会計) 2	6
令和5年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)2	6
閉会中の継続審査の申し出について 2	6
閉 会	7

#### 令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和6年7月10日(水)午前10時開会 筑西市議会議事堂

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 報告第 1号 処分事件報告について 報告第 2号 処分事件報告について (2件一括上程)
- 日程第3 議案第5号 財産の取得について
- 日程第4 議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園 施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案外報告 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書(一般会計) 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)

(2件一括上程)

日程第7 閉会中の継続審査の申し出について

#### 出席議員(18名)

仁 平 1番 実 君 2番 風 野 和 視 君 3番 水 柿 美 幸 君 4番 君 森 正 雄 5番 小 倉 ひと美 君 6番 保 坂 直 樹 君 7番 構 君 土 田 治 8番 平 陽 子 君 軽 9番 部 徹 君 10番 潮 新 正 君 田 11番 林 悦 子 君 君 12番 稲 Ш 新 仁 平 巳 榎 戸 甲子夫 君 13番 正 君 16番 17番 赤 城 德 君 18番 里 克 君 正 大 友 19番 立 Ш 博 敏 君 20番 稲 葉 里 子 君 欠席議員(2名) 14番 江 健 一 15番 秋 山 恵 一 君

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

理 者 茂 君 副管理者 栄 君 須 藤 小 林 副管理者 塚 秀 喜 君 常任幹事 矢 徹 君 大 П 常任幹事 豊 君 常 任 幹 君 西 條 事 小 幡 康 事 会計管理者 昌 務局長 君 菊 池 徳 君 藤 明 須 正 事務局副局長 務 局 兼企画財政課長 広 瀬 浩 孝 君 田 П 俊 幸 君 総務課長 務 事務局契約管財課長兼 企画財政課 副課長兼 県西総合公園管理事務所長 出 崎 瑞 穂 君 北 條 正 進 君 筑西遊湯館長 環境センター 消防本部 藤 田 英 明 君 市 村 正 明 君 消 防 消 防 本 次 防 本 消 髙 橋 誠 君 島 英 明 君 石 務課 消防本 防 本 中 山 美 君 仁 平 昇 君 防 課 長 消防本部 雅 隆 君 松 田 管理統制課長

職務のため出席した者

事務局総務課 古 沢 梓 君

#### ◎開会の宣告

**○議長(稲川新二君)** おはようございます。これより令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

#### ◎開議の宣告

**〇議長(稲川新二君)** ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、14番、堀江健一君、15番、秋山恵一君の2名であります。 これより本日の会議を開きます。

#### ◎会議録署名議員の指名

**〇議長(稲川新二君)** 初めに、会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に7番、土田構治君、 13番、仁平正巳君を指名いたします。

#### ◎諸般の報告

**〇議長(稲川新二君)** 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員 出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

#### ◎管理者提出議案の報告

**〇議長(稲川新二君)** 次に、本臨時会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

[管理者配付文書]

筑広組発第56号

令和6年7月10日

組合議会議長 稲川新二 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

令和6年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記 管理者提出議案等目録

(令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

報告第1号 処分事件報告について

報告第2号 処分事件報告について

議案第5号 財産の取得について

議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理 に関する条例の一部改正について

議案第7号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

議案外報告 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書(一般会計)

令和5年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

**〇議長(稲川新二君)** 次に、本臨時会の会期及び日程につきましては、去る7月5日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、赤城正德君。

〔議会運営委員会委員長 赤城正德君登壇〕

**○議会運営委員会委員長(赤城正徳君)** 皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長報告を行います。

令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合臨時会につきまして、去る7月5日、議長出席の下、議 会運営委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてでありますが、本日1日と決定いたして おります。

日程第2は、報告第1号及び報告第2号 処分事件報告についてを2件一括上程するものであります。

日程第3は、議案第5号 財産の取得についてであります。

日程第4は、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合 公園施設の管理に関する条例の一部改正についてであります。

日程第5は、議案第7号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)であります。

日程第6は、議案外報告 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書(一般会計) 及び令和5年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)を2件一括で上程するもの であります。

日程第7は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

なお、本会議での服装については、議会の品位を傷つけない服装とし、議場への入退場及び登壇する際には上着を着用、ノーネクタイを可とするものといたします。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆さんの特段のご協力をお願い申し上 げ、報告に代えさせていただきます。

**〇議長(稲川新二君)** 以上で報告を終わります。

#### ◎会期の決定

**〇議長(稲川新二君)** これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日といたした いと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(稲川新二君) ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

#### ◎報告第1号、報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(稲川新二君) 次に、日程第2、報告第1号 処分事件報告について及び報告第2号 処分事件報告についての2件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

**○事務局長(須藤正明君)** 事務局長を拝命しております須藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず報告第1号 処分事件報告についてご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を令和6年3月25日に専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページが専決処分書の写しとなります。今回の条例改正につきましては、令和5年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、昨年11月17日に可決されたことに伴い、構成市において筑西市では令和5年第4回定例会、結城市及び桜川市では令和6年第1回定例会において、それぞれ国と同様の給与改定を内容とした職員の給与に関する条例の一部改正案を上程し、可決されました。

このことを受け、当組合におきましても職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を令和6年3月25日に専決処分させていただいたもので ございます。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。主な改正点といたしましては4点ございます。

まず1点目は、民間給与との格差を是正するため、初任給をはじめ若年層に重点を置き、行政職給料表及び消防職給料表を引き上げ、改定するものでございます。これに伴い、初任給につきましては、高卒、短大卒は1万2,000円、大卒は1万1,000円の引上げとなります。

2点目は、賞与の支給率の引上げでございます。

3点目は、会計年度任用職員について給与表を引き上げ、改定するとともに、賞与につきましては、 これまでの期末手当のほかに、新たに勤勉手当を支給に加えるものでございます。

4点目は、別表第1、行政職給料表等級別基準職務表、別表第2、消防職給料表等級別基準職務表 を改正するものでございます。

それでは、条文に従いまして詳細を説明いたします。 4ページをご覧ください。筑西広域市町村圏 事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正でございます。

第1条は、令和5年12月の期末手当の支給率を一般職につきましてはそれぞれ100分の5、再任用職員については100分の2.5引き上げるための改正でございます。対象者については、事務部局26名、消防部局295名で合計321名、本年3月29日に支給済みでございます。

次に、5ページからの別表第3及び9ページからの別表第4は、行政職及び消防職の改正後の給料表でございます。全ての号給において、行政職は1,000円から1万2,000円の範囲で引き上げ、消防職は2,000円から1万4,000円の範囲で引き上げるものでございます。こちらの対象者につきましては、事務部局31名、消防部局298名、合計329名で、こちらにつきましても本年の3月29日に支給済みでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。第2条は、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を令和5年12月と同様に引き上げるための改正でございます。

続きまして、15ページの別表第1 (第4条関係)をご覧ください。この改正は、給与体系を準用している筑西市において、職務名の変更があったことから当組合におきましても同様の変更を行ったことによるもので、別表第1の行政職給料表等級別基準職務表及び別表第2の消防職給料表等級別基準職務表の改正でございます。

内容は、給料表の等級ごとに基準となる職務を定めるもので、まず別表第1の行政職給料表等級別 基準職務表では、2級の職務について主事の職務に改め、6級の職務については新たに副課長の職務 を加えるもの、また7級の職務については事務局長の職務を加えるとともに、次長の職務を削り、新 たに副局長の職務を加えるものでございます。

さらに、別表第2の消防職給料表等級別基準職務表では、6級の職務について消防署署長の職務、 消防署副署長の職務、消防本部副課長の職務を加え、また7級の職務については消防長の職務、消防 署署長の職務、消防本部課長の職務を加えるものでございます。

次に、16ページをご覧ください。筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正でございます。 第3条は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対しまして勤勉手当の支給が可能となったことから、国の非常勤職員との均衡を踏まえ、会計年度任用職員の賞与について新たに勤勉手当を追加するものでございます。

次に、20ページをご覧ください。附則でございます。第1項は、本条例の施行期日を定めるもので ございます。第2項は、改正後の給与条例等の適用日を令和5年4月1日とするものでございます。 第3項は、改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払とする旨を規定してございます。

報告第1号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、報告第2号でございます。報告第2号 処分事件報告についてご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、工事請負契約の一部変更について、令和6年2月27日に専 決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページ目をお開き願います。専決処分書の写しとなります。1、契約の名称及び議決年月日、契約の名称は、ごみ処理施設基幹的設備改良工事、議決年月日は令和3年7月20日でございます。

2の変更内容は、契約金額で、変更前が79億4,200万円、変更後が81億3,316万4,850円、増加額が1億9,116万4,850円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。参考資料として、当該工事に係る概要について記載してございます。今回変更の4、契約金額でございますが、増額理由といたしましては、令和5年10月31日付にてごみ処理施設基幹的設備改良工事の受注者であるクボタ環境エンジニアリング株式会社より請負契約書別紙(履行条項)第21条第6項の規定に基づくインフレスライド条項の適用について請求があったことを受け、当組合でその内容を精査し、クボタ環境エンジニアリング株式会社との協議を経て、令和5年12月6日当該請求を正当と認め、契約金額に変更が生じることから、工事請負契約の一部変更に係る補正予算を令和6年第1回定例会において上程し、可決いただいてございます。本契約の変更を行うには、新たに議会の議決を要することとなりますが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長(稲川新二君)** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。なお、質疑については総括方式のみとし、3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

16番、榎戸議員。

〔16番 榎戸甲子夫君登壇〕

**〇16番(榎戸甲子夫君)** 16番、榎戸でございます。では、早速、報告第2号について質問いたします。

令和3年から既に着工しているこの工事ですが、インフレスライド条項の適用について請求があっ

たという、いわば今の世の中を象徴するような事象が起きているわけですね、あちこちで値上げ、値上げと。である中で、納得はするような気もするのですが、この増加額の1億9,000万からなる金額、それの主な内訳を当局では納得して、精査をして認めたというふうに述べておられましたが、この内訳の中で燃焼設備、冷却設備、ほぼ設備なのです。こういう中でどういう、これだけでは十分に承服しかねないので、どういう協議を経て、内容等をもう少し詳しくお答えいただきたいと思います。3回まで。

**〇議長(稲川新二君)** 3回までです。

榎戸甲子夫君の1回目の質疑に答弁願います。

藤田環境センター所長。

**〇環境センター所長(藤田英明君)** 榎戸議員さんの質疑に答弁いたします。

内容につきましてですが、日本銀行が公表している国内企業指数及び国土交通省が公表している公 共設備労務単価に基づき、工事材料費、労務費の変動によるものでございます。残工事の1%を超え たため起こるスライド条項となりました。

それに伴って、内容としましては、残工事の費用が41億3,386万2,920円ございまして、工事材料費、 
労務単価の変動に伴う増額として 2 億3,250万3,480円となっております。 
変動率からいうと5.62%となっており、内訳としては受注者の負担する割合は、天災、不可抗力条項に準拠し、経営上、最小限度と必要な利益まで損なわない割合、残工事額の 1 %となっております。受注者の負担額は4,133万8,630円、17.78%となっております。発注者の負担額は 1 億9,116万4,850円、82.22%となっております。今回の労務単価にしてみれば、平均8.76%の増額となっております。 
材料費にしますと、ボイラーの経費としては1.47%の減ではありましたが、ほかの材料費として平均13.1%の増額となっております。

以上でございます。

**〇議長(稲川新二君)** 榎戸甲子夫君。

O16番(榎戸甲子夫君) 今の答弁を聞きまして、今インフレ時代です。工事ばかりでなくて、物事全てが上がっています。その上がる根拠というのは、例えば食べ物であれば、風水害が起きて品物が薄くなったとか、そういうすぐに理解できる根拠があるわけです。この工事の場合、令和3年にもう着工しているわけでしょう。確かに多少なりともの値上げがあったかと思うのです。しかし、インフレスライド条項の適用というような申合せ事項を作っておくと、今の釈明というか、答弁の中にパーセント、パーセント、ペーセントでやっていますが、ではここに出ている工事にパーセントが出るのかと。私が予想していたのは、例えば鉄鋼、材料費が何%上がったとか。ところが、今の答弁は、世の中の単価の動向のパーセントに合わせてこれ出してきたのではないですか。そういうことでしょう。私もウッドショックとか何とかショックということは経験しています。今回の補正は、そういう明

解なものなしに、インフレスライド条項というこの項目だけに沿って施工者側の申込みで、ましてめ

くら判でも押すようなことで、この1億9,000万からの増額を承認したのかと、そう思うわけです。ですから、事務局長、私、何回か前の議会の一般質問で、焼却炉なんていうのは大体分からない人が多いのです。メーカー側は作ることは分かっていますが、受ける側、発注側って内容的に分からないでしょう。機械であるし、建物であるし、金属の型番であるし、だから従業員にそういう精通した方を就職させるというのは無理でも、そういう技師を事務局の中で育てようというようなお話もされましたが、そういう仕事もしていますか。そういう活動、行動に入りましたか。それは2度目も聞くのですが、では話戻して、この令和5年3月31日に申込みがあったと。今、令和6年ですよね。去年ですね。去年あたりは、鉄鋼類は、人件費はそんなに上がっていないはずですよ、今あなたがおっしゃったパーセントからいくと。私、一々メモ取りませんでしたが、やや落ち着いているのです。でも、今の令和6年のこの議会に1億9,000万円からの増額を承認してくださいというふうに議会に報告されましたが、どうしても私の老婆心ながら、ちょっと甘いのではないか。大手は、地方行政をなめておるのですよ、こんな簡単にして。だからもっと詳しい説明を私は欲しいと、そう思っているわけです。

もうあと一回しか質問できないので、もう一度細かく、人件費なのか骨材なのか鋼材なのか、どういう値上がりでなったのですか。組合では内容をよく精査したとかあるけれども、パーセントを聞くだけでは精査ではないと思います。

**〇議長(稲川新二君)** 榎戸甲子夫君の2回目の質疑に答弁願います。

藤田環境センター所長。

**〇環境センター所長(藤田英明君)** 榎戸議員の2回目の質疑に答弁いたします。

労務単価の変動についてですが、種目別に値段は違いますが、その部分で主任技術者が変動率が7.1%上がっております。ブロック工、電工、溶接工、保温工といろいろ労務単価の種類はございますが、平均で言いますとそこが8.7%の増となっております。

そのほか材料費にしますと、令和5年度の消費税及び地方税の労務材料費の諸経費に関わるもので、令和5年度はうちとして労務費がかかっておりません。今回、そのため令和5年度はマイナス712万9,100円となっております。令和6年度、7年度、こちらの工事から始まりまして労務単価が上がっていることで、そこの部分、労務費が多い。あと、材料費の高騰ということで、6年、7年で、6年度が8,646万200円増額となっております。7年度が1億1,764万7,750円の増額となっております。それを合わせまして1億9,164万850円となっております。令和5年度については、マイナスとなっております。

以上でございます。

**〇議長(稲川新二君)** 榎戸甲子夫君。

**〇16番(榎戸甲子夫君)** 最後の質問です。工事ですから、主な内訳の中の共通費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、既に契約事項の時点でこれはもうほぼ定着した費用です。これすらもスライド的にパーセントで上げるわけです。ということでしょう。そうしますと、一般的に私もこういった

スキルは違いますが、同じような業務をしているのですね、私の仕事は。そうしますと、施主様と契約した際に、2年もかかる工期とか半年で終わる工期とかって工期によって違うのですが、その間にアクシデント等が起きた場合、風水害にあったとか、あるいはリーマンショックとか、ウッドショックとか、そういう大きなアクシデントの場合には致し方ないということが、私はスライド条項だと思っているのです。

ところが、あなたの今の説明を聞くと、全ての条項をスライドして、もちろんダウンする項目もありましたけれども、それで管理者に聞きたいのですが、この条項どおりやっていくと、契約なんていうのはなくったっていいわけでしょう。なくてはならないけれども、契約はその時点の契約で契約をすれば、あとはどんどん値上げがあれば、後からどんどん追加予算が出るという、ちょっと民間では考えられないようなこの協約になっているのですね、これがまかり通るようなことであれば。私も30年近くここでの議会やっていますが、こういう例は初めてです。それは、もし世の中いろんな変動のときに、受けた業者が大きな損失を受けないようにフォローしましょうかというのがインフレスライド条項なのでしょう。でも、そうかといって毎回、毎回このインフレスライド条項を出された場合には、認めざるを得ないというようにしか聞こえないのです。

では、逆にダウンしたときには請求できますか。そのくらいの意思を持っていなくては困るのです。 どんどん値上がりしている、どんどん値下がりしたときには、それをこちらから業者でもって、この 条項に沿って契約金を差し引くという、そのくらいの気持ちを持ってもらわないと困るという、そん なことでちょっと舌足らずになってしまいましたが、3回目の質問を終わります。

○議長(稲川新二君) 榎戸甲子夫君の3回目の質疑に答弁願います。 須藤管理者。

**〇管理者(須藤 茂君)** この件に関しては、榎戸議員のおっしゃるとおりだと思っております。普通の例えば土木でしたらば、土木やるのに何社もありますから、それでそこで競争が発生するわけですけれども、このような場合は大きな金額といえども随契がほとんどで、専門的な知識もなかなかない。相手から言われたとおりになる。これでは金額が大きいですから、全体的な今の話をしますと、おっしゃるとおりに勉強しなくてはいけない。事務方もそれに対応できるだけの勉強をしなくてはいけない、このように思っているところでございます。よって、事務局長にはその旨をここ3年ぐらい言っておりまして、ある数字では下げさせていると。そして、決められた今までは私も見ていて、先方から言ってきた数字が、こちらが専門でなくては分かりませんので、納得しておりました。

ところが、それでは3市のお金を使っているわけですからまずいということで、一回で納得はするな、よく調べてしっかりとやれということを指示しまして、全体的に何個か交渉して下げた、こういう実績もございますので、今後もしっかりひとつこれはやっていきたいと、おっしゃる指示はしっかりと受け止めていきたいと思っております。

以上です。

- **〇議長(稲川新二君)** 須藤事務局長。
- **○事務局長(須藤正明君)** 私のほうからは、先ほど議員さんのほうからございました専門的な知識を要する職員ということでございますけれども、現在、昨年度より新たにボイラー・タービン主任技術者というものを組合のほうから設置するべく、ただいまそういった資格の取得に頑張っていただいているというところでございます。あと1年、2年程度でその資格を得られると思いますので、そういった場合には対等の立場として専門的な業者との交渉に当たれるものというふうに認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

- **O16番(榎戸甲子夫君)** 以上です。ありがとうございます。
- **〇議長(稲川新二君)** 13番、仁平正巳君。

[13番 仁平正巳君登壇]

**O13番(仁平正巳君)** 13番、仁平でございます。 2、3 質疑をさせていただきます。

ただいまの榎戸議員の質疑でほぼ大まかな概要は分かりましたけれども、まず第一に専決処分という見出しですけれども、広域組合では専決処分はもちろん、会議を開くいとまがないという理由で専決処分されたと思うのですが、何かの資料で1億5,000万以上は専決処分できないというふうにちょっと記憶しているのですが、その辺の確認をお願いします。

それから、それに伴って、本当に会議を開くいとまがなかったのかどうか、こういう大事なこと。 確かに80億円近い金額の契約のたった2億円かもしれませんが、変更するのに専決処分をしていいも のかどうか、これを問いたいと思います。

また、先ほど出ていますインフレスライド条項、分かったような、分からないような名前なのですが、もう一度その説明をお願いします。この条項というのはどういうことか。

それから、請負契約書、別紙とありますけれども、別紙はどこにあるのか。記憶が定かでないので、この契約がどういう契約だったのか分かりませんが、第2回変更と変更をしてありますよね。そうしますと、工期が令和8年2月までということ、2月28日までですが、様々な理由によって何回でも変更が今後もできるのか、その辺のところを詳しく説明をお願いします。

- ○議長(稲川新二君) 仁平正巳君の1回目の質疑に答弁願います。 須藤事務局長。
- **○事務局長(須藤正明君)** 仁平議員さんの質疑にご答弁申し上げます。

私のほうからは、今回の約1億9,000万円の増加の契約変更でございますが、これを専決処分でできるのかということでございます。確かに当組合には変更契約に係る規定がございません。そこで、専決処分をするには179条という手法しかありません。実際にいとまがなかったかどうかということにつきましては、環境センターの所長のほうからこの後説明があると思いますけれども、私のほうからは、180条の規定に基づく専決は組合としてはできなかったということをご報告させていただきます。

なお、これは参考までになりますけれども、筑西市におきましては、この契約の変更約5%までという規定があったと思います。今回の変更につきましては約2.5%ということですので、金額的にはそこまでは及んでいないということを申し添えさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

- **〇議長(稲川新二君)** 次に、藤田環境センター所長。
- **〇環境センター所長(藤田英明君)** 仁平議員の質疑に答弁いたします。

専決処分について先に説明させていただきます。第1回の定例会において上程した可決いただいた補正予算ですが、その後、国に対する本工事に関わる交付金申請期限が2月末に迫っておりました。 そのため、仮契約を経て本契約に進むにあたり、新たに議会の議決を要することとなりますが、議会を招集する時間がなかったため、地方自治法第179条第1項に基づき令和6年2月27日、専決処分させていただいた次第です。

スライド条項につきまして説明させていただきます。スライド条項については、合理的な範囲を超える価格の変動については、契約担当者の一方のみに負担を負わせることは適当ではなく、発注者と受注者で負担を分担するべきものとの考えから、工事の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定割合を超えた場合、請負代金額の変更を請求できるものであります。今回、その場合に、令和3年度に契約を行い、令和5年度のときに価格が1%以上、率としたら5.2%の増額という形になりましたので、クボタ環境エンジニアリング株式会社より請求を受けております。

この先についてですが、令和6年度以降のスライド条項につきましては、令和6年度につきましても国内企業物価指数及び公共工事設計労務単価に基づいた工事材料費、労務費については上昇しております。受注者であるクボタ環境エンジニアリング株式会社よりスライド条項の適用にはならないとは伺っております。そこまでの範囲には達していないということで、今年度の要望はございません。令和7年度についても残工事が減少してくるため、そういったスライド額の適用とは現状考えておりません。

以上です。

- 〇議長(稲川新二君) 仁平正巳君。
- **O13番(仁平正巳君)** 分かりました。この工事の内容については、詳しく説明を受けても全く分かりません、正直なところ。これは執行部の知恵を信用する以外にないのですが、問題は、ですから今後もあるのかどうか、最後までの工期いっぱいまでにあるのかどうか、もう変更はないということで理解していいのかどうか、それをお願いします。
- ○議長(稲川新二君) 仁平正巳君の2回目の質疑に答弁願います。 藤田環境センター所長。
- **○環境センター所長(藤田英明君)** 仁平議員の2回目の質疑に答弁いたします。 この先、基幹改良工事に関しましては、今のところもうかなりの急激なインフレが起きない限りは

ございません。逆に下がった場合に関しては、うちのほうから請求できるということもございますので、先の進捗状況に関しては常に気にしてうちとしても確認していきたいと思っております。

以上でございます。

**〇議長(稲川新二君)** 仁平正巳君。

**O13番(仁平正巳君)** そうしますと、下がることはあっても上がることはないという理解でよろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

**O13番(仁平正巳君)** ありがとうございます。

○議長(稲川新二君) ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

**〇議長(仁平正巳君)** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**〇議長(稲川新二君)** ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲川新二君) 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲川新二君) 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

**〇議長(稲川新二君)** 次に、日程第3、議案第5号 財産の取得についてを上程いたします。 直ちに説明を求めます。

市村消防長。

〔消防本部消防長 市村正明君登壇〕

**〇消防本部消防長(市村正明君)** 消防長の市村です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議案第5号 財産の取得についてご説明いたします。消防力の強化及び消防設備の近代 化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 記といたしまして、1、購入物品及び数量、災害対応特殊救急自動車1台。

- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、取得予定価格3,775万1,601円。
- 4、相手方、茨城トヨタ自動車株式会社営業開発部法人営業グループ次長、黒澤隆行でございます。

購入物品の災害対応特殊救急自動車は、現在、筑西消防署明野分署に配備されている救急車の更新でございます。この救急車は、平成27年に取得して、令和6年5月末で9年6か月運用してきた車両でございます。この間、約6,300件の救急出動をしており、走行距離は約20万2,000キロメートルでございます。当消防本部では、通常10台の救急車を運用しております。車両の更新につきましては、消防車両更新計画に基づきながら実施をしております。明野分署の救急車につきましては、経年劣化による機能低下が見られ、不具合も発生しております。

一方で、救急要請は年々増加の一途をたどっております。市民の救急需要に適切に応え、安全、確 実に医療機関に搬送するために更新をお願いするものでございます。なお、更新します救急自動車は、 国の緊急消防援助隊の車両として登録することが決定しております。それに伴いまして、補助金とし て1,014万5,000円が交付されます。本件の売買契約につきましては、令和6年6月6日に一般競争入 札を実施し、仮契約を締結しております。

2ページに調達概要、3ページから7ページまでが仕様書の概要となります。

7ページの後に添付しましたカラー刷りの資料をご覧ください。国の補助金対象となるため、災害 対応特殊救急自動車という名称を用いております。大規模災害時には、国から要請があると被災地に 出動する車両となりますが、通常時は明野分署の救急車として運用します。

中段は、走行中、揺れる車内でも安定した心臓マッサージができる装置です。このほかにも高度な 救命資機材を多数搭載しております。

下段は、救急車の上部に設置された警光灯で、一般的にはパトランプと呼ばれております。交通量の多い場所では、サイレンと連動して激しく点滅します。停車中は、緩やかな点滅に切り替わることができます。今後とも安全運行に必要な装置を活用して、安全管理の徹底を図りながら、救急活動を展開していきたいと考えております。

以上、議案第5号についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

**〇議長(稲川新二君)** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

13番、仁平正巳君。

〔13番 仁平正巳君登壇〕

**O13番(仁平正巳君)** 13番。議案第5号について質疑をいたします。

救急自動車、これは人の命を守るために一分一秒を争う高規格な車体でございます。様々な附属品 といいますか、ついておりますけれども、私の認識が甘いのかどうか分かりませんけれども、近年、 救急車ですから交差点内でも赤信号でもサイレンを鳴らして通るわけですけれども、ややもするとほかの車がラジオや音楽を大きくかけて、救急自動車が近づいてくるのも分からない場合がたまにあって、事故を起こす場合がございます。当然左によけるのが常でありますけれども、そういう状況ばかりではないのでありまして、そういうときにドライブレコーダーが今非常につけられていると思うのですが、この22番のナビゲーションシステムがドライブレコーダーのことなのかどうか確認をしておきたいです。

それから、明野分署の古くなった救急車は、その後、どういうことになってしまうのか、その顛末 をお願いします。

- ○議長(稲川新二君) 仁平正巳君の1回目の質疑に答弁願います。 市村消防長。
- **〇消防本部消防長(市村正明君)** 消防長の市村です。仁平議員の質問にお答えいたします。 ドライブレコーダーの件につきましては、今日、担当課長がおりますので、この後、説明をさせます。

明野分署の救急車につきましては、この後、消防本部の予備車として運用させていただきます。そ して、その予備車は廃車となる予定でおります。 以上です。

- **〇議長(稲川新二君)** 続いて、仁平消防本部警防課長。
- **〇消防本部警防課長(仁平 昇君)** 先ほどの仁平議員の質疑についてお答えいたします。 ナビゲーションシステムにあっては単体のものでありまして、ナビ、地図等が映し出される装置で ございます。ドライブレコーダーは、単体でドライブレコーダーとして録画装置等を備えている車両 専用のドライブレコーダーでございます。ですので、別と考えていただいて結構でございます。

以上です。

- **〇議長(稲川新二君)** 仁平正巳君。
- **O13番(仁平正巳君)** そうしますと、ドライブレコーダーは、ここには書いていないわけですか。 新しくまた付けるのですか。
- **〇議長(稲川新二君)** 仁平課長。
- **〇消防本部警防課長(仁平 昇君)** 先ほどの質疑に答弁させていただきます。 仕様書のほうにはドライブレコーダーのほうは入れてあります。
- **〇議長(稲川新二君)** 市村消防長。
- **〇消防本部消防長(市村正明君)** 仁平議員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては仕様書の概要版となりまして、本仕様書に細かく入っておりますので、そちらのほうの仕様書には入っていると思われます。

**〇議長(稲川新二君)** 仁平正巳君。

- **O13番(仁平正巳君)** では、入っているということでいいのですね。ありがとうございます。
- **〇議長(稲川新二君)** ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

**〇議長(稲川新二君)** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇議長(稲川新二君)** ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲川新二君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(稲川新二君) 次に、日程第4、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

**○事務局長(須藤正明君)** 議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理 する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

茨城県が設置する当公園には、茨城県公園条例に基づく有料施設のテニスコート、体育室及び会議室と当組合条例に基づく有料施設のバーベキュー広場、野外ステージ、ターゲット・バードゴルフ場及び多目的運動場がございます。

このたびの改正理由ですが、先般、茨城県において昨今の物価高騰、人件費上昇等を背景に、県有37施設の利用料の見直しを行い、令和6年第1回茨城県議会定例会において茨城県都市公園条例を一部改正し、利用料金の改定を行ったことに伴い、当組合におきましてもバーベキュー広場、野外ステージ、ターゲット・バードゴルフ場及び多目的運動広場、それぞれの維持管理費などを総合点検いたしました。その結果、平均で約12%の維持管理費の増加が見られたことから、現在の使用料にそれぞれ1.12を乗じた額に改定をお願いするものでございます。

続いて、施設ごとの改定料金についてご説明いたします。2ページをご覧願います。施設ごとの料金設定が細分化されておりますので、各施設1時間当たりの使用料についてのみご説明いたします。

まず、別表 1、バーベキュー施設使用料に関しましては、10人用が700円から780円に、20人用が1,400円から1,560円に改めるものでございます。

次に、別表 2、野外ステージ使用料でございます。 2ページと 3ページを併せてご覧願います。営利、宣伝を目的としない催し物につきましては、270円から300円、また興業及び営利、宣伝を目的とする催し物につきましては、2,670円から2,990円に改めるものでございます。

次に、別表3、ターゲット・バードゴルフ場使用料でございます。こちらの施設は、半日または1 日単位での使用となります。8時半から12時までの使用料につきましては、大人1人につき300円から 330円に、中学生以下1人につき100円から110円に、また年間使用料、パスポートについては1万円か ら1万1,200円に、団体使用料については2万8,000円から3万1,360円に改めるものでございます。

次に、4ページをご覧願います。別表4、多目的運動広場使用料です。主に野球やサッカーで使用する運動場になりますが、アマチュアスポーツにつきましては720円から800円に、営利、宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催し物につきましては2,280円から2,550円に、興業及び営利、宣伝を目的とする催し物につきましては7,280円から8,150円に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、施行期日を令和6年11月1日とするものでございます。

なお、5ページ、6ページに新旧対照表がございますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(稲川新二君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

4番、森 正雄君。

[4番 森 正雄君登壇]

**〇4番(森 正雄君)** 4番、森 正雄です。この使用料の関係なのですけれども、県の施設ということであります。当然事前に使用料を上げると、あるいは下げる。今回、上がっていますけれども、上げるということで、事前の協議といいましょうか、そういったことがなされているのか、あるいはそういった必要はないのか、お伺いします。

また、若干、局長のほうから説明の中であったように思いますけれども、テニスコート、かなり需要があると、使われていると思います。今回、この提案の中では上がってございませんけれども、その理由について。

以上2点です。

○議長(稲川新二君) 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

北條県西総合公園管理事務所長。

**〇事務局企画財政課副課長兼県西総合公園管理事務所長(北條正進君)** 県西総合公園管理事務所長 の北條といいます。よろしくお願いします。森議員の1回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、料金に関しましては、県のほうで指定している指定管理というテニスコート、体育施設、会 議室と組合のほうで管理しているものと2つ分かれているのですが、まず先ほど県のほうの施設の料 金ということでお話がありましたので、そこら辺の流れについてちょっとご説明させていただきます。 先ほど局長のほうからもございましたとおり、茨城県議会令和6年度第1回定例会において、関係 条例の改正等が議決されております。県西総合公園のほうには、令和6年4月1日付で県西総合公園 に茨城県都市公園条例の改正について通達がなされております。内容に関しましては、近年の物価高 騰等を踏まえ、県有施設の利用料金を改正することということでございました。

その前に、昨年度、内容の打合せ等は多少あった。私、今年から出向で参っておりますので、昨年 度のことはちょっとはっきり分からないのですが、多少はあったと思われます。

改正の内容につきまして、テニスコートに関しましては 1 時間当たり 340円から 390円へ14.7%の増、 体育室 1 時間当たり 390円から 440円へ12.8%の増、会議室 1 時間当たり 600円から 680円へ13.3%の増 でございます。

以上です。

北條所長。

- **〇議長(稲川新二君)** 森 正雄君。
- **〇4番(森 正雄君)** 質問しないところまでご丁寧に答弁をいただきました。ありがとうございます。

そうしますと、今、所長から話がございましたけれども、要は広域で見ているといいましょうか、 広域、何というのですか、指定管理のいわゆる許可区域というのですか、許可区域に属する施設、これを改正ということですね。そういうことですね。

では、許可区域外の改正というのは、今ちょっと話伺うと、茨城県の都市公園の条例によって料金が改定されているという考え方でいいですか、その辺伺います。

- ○議長(稲川新二君) 森 正雄君の2回目の質疑に答弁願います。
- **〇事務局企画財政課副課長兼県西総合公園管理事務所長(北條正進君)** 森議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、もともと県西総合公園に関しましては、平成4年開園で、県の管理委託を受けて、組合というか、こちらの広域のほうと県のほうで50%ずつの出資で管理のほうは行っていたと聞いております。 平成18年度に指定管理制度というものに変わりまして、そのときに半々で手持ちをしていたので、半分は県のほうで管理を行い、半分は組合のほうで行うというふうなことになったと伺っております。 その半分の施設の中にテニスコート、体育館、会議室等が含まれますので、そちらが県のほうで管理費を払ってやっていただくと。そのほかの部分、今回値上げをさせていただく……失礼しました。県のほうの料金に関しては、今回、県の条例のほうで定めておりますので、その値上げがございまして、今回、それに伴い、先ほど局長からも説明ございましたとおり、管理費のほうが値上がりしておりますので、それに併せて広域部分の施設を値上げさせていただくというような形でやっております。

**〇議長(稲川新二君)** 森 正雄君。

**〇4番(森 正雄君)** 3回目です。それでは、今の答弁を受けて伺います。

今、県のほうでいわゆる管理している施設、テニスコートも含めて今、体育館なんかも話されていましたけれども、そこで上がる使用料、そこから歳入になる使用料、これはどうなのですか、県のほうの歳入になるのか、それとも広域の歳入になるのか。最後です。

- **〇議長(稲川新二君)** 北條所長。
- **〇事務局企画財政課副課長兼県西総合公園管理事務所長(北條正進君)** 森議員の3度目の質問にお答えいたします。

使用料のほうの料金が県のほうに入るのか、それとも広域のほうに入るのかということですけれど も、茨城県の都市公園条例第15条の9号に利用料金の収受に関して明記されておりまして、知事は指 定管理者に利用料金を当該指定管理者に収入として収受させるということになっておりますので、広 域のほうに直接入っております。

以上です。

- **〇4番(森 正雄君)** ありがとうございました。分かりました。
- **〇議長(稲川新二君)** ほかにございますか。

11番、林 悦子君。

[11番 林 悦子君登壇]

**O11番(林 悦子君)** 11番、監査委員なのですけれども、ちょっと皆さんに共有してもらいたいと 思いまして質問させていただきます。

この料金改定前の金額というのは、10円単位の端数がないのです。50円、100円できれいに金額設定 してあるのは理由がありまして、要するに10円玉を用意したり、それを今度、銀行へ持っていって管 理したりするのに大変余計な経費がかかってしまうということで、100円あるいは50円という金額設定 を今までしていました。

今回、それが20円とか70円とか、要するに10円玉を大量に用意しなくてはならない、内容が野外ステージだとかバーベキュー施設だとかであんまり端数は生じないかもしれないと思うのですが、例えばターゲット・バードゴルフなんかにつきましては、お子さんなさるのですか。あんまり中学生以下がやっているようにも思えないのですが、であったら、例えば中学生以下は変えないと。大人に関しては、8時からお昼までは350円、12時から5時までは450円、それから1日やるのであれば800円、こういうような切りのいい設定ができたと思うのです。正直に12.何%が物価の増加率だから、だからそれをきれいに掛けましたというふうにあれば根拠が明確なようには聞こえますが、でもやっぱり全体で考えたときに、この金額設定で非常に瑣末的な用が増えるのではないかということもやっぱり考えてもらいたかったなというふうに思うのです。その辺のことは配慮されたのかどうか。

それから、今後もこういうことは生じるので、そのときにやっぱり10円玉の扱いをどうしていくか、 50円だってある意味大変なわけなので、そういうことも考えていってもらいたいなと思いますので、 あえて質問をさせていただきます。

**〇議長(稲川新二君)** 林君、質問席にお着き下さい。

林 悦子君の1回目の質疑に答弁願います。

須藤事務局長。

**〇事務局長(須藤正明君)** それでは、ご答弁申し上げます。

今回の料金改定に伴いまして端数が出て、処理が大変だというようなことであるかと思います。確かに事務的には大変なことになるかとは思いますけれども、これまで管理許可区域の値上げというものは実際行っておりませんでした。今回、初となることですので、やはり裏づけをしっかり持った根拠のある数字ということで、この12%ということで設定させていただいたところでございます。ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

- **〇議長(稲川新二君)** 林 悦子君。
- **O11番(林 悦子君)** それは分かりますけれども、あまり理解しません。やっぱり参考にしてもらいたいと思います、今後やるときには。

以上です。

**〇議長(稲川新二君)** ほかにございますか。

8番、平 陽子君。

[8番 平 陽子君登壇]

**〇8番(平 陽子君)** では、許可を得ましたので、質問させていただきます。

議運のほうでもちょっとお聞きしたのですけれども、今回の値上げの件なのですが、内容を見ますと12.何%。今、林さんが端数はという話はされたのですが、私はターゲット・バードゴルフの件についてだけ、これはほかの施設は単発的に利用される方がほとんどで、ターゲットは1人で利用したりということで、あとは回数がやっぱり高齢者の方がほとんどだと思うのですけれども、利用される方は。健康のためとか、そういうことで楽しみとかということで定期的に利用されている方が多いのです。あと、そういうこともあって、年間の使用料なんかも安くしてやるというようなこともあるので、県が上げたから、今回の場合は燃料とかそういうのが上がったからというのが県が上げた施設の理由なのですが、それをそっくり地域に持ってくるのもどうなのかなというのが疑問なのです。

やはり高齢者の方がきちんとやるのは、健康のためとか認知症の予防とか、そういうようなことも 兼ねていますし、結城なんかは今いろいろあるけれども、パークゴルフがすごく人気でやっているの ですけれども、パークゴルフも1日で300円ぐらいで借りられるのです。バードゴルフ関係は結城は半 額なのでどうなのかなって議運のときお聞きしたら、筑西の公園の場合は18ホールあって正式なコー スであって、結城の場合は9コースしかないので、それで安いのでということも聞きました。

この質問なのですけれども、結城に限らずほかの地域でターゲット・バードゴルフをいろんな地域

であると思うのですが、その辺の料金なんかはどのようになっているか、今回の値上げとどのような 差があるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**〇議長(稲川新二君)** 平君、質問席でお願いします。

平 陽子君の1回目の質疑に答弁願います。

北條県西総合公園管理事務所長。

**〇事務局企画財政課副課長兼県西総合公園管理事務所長(北條正進君)** それでは、平議員の1回目の質問にお答えいたします。

まず、近隣のターゲット・バードゴルフ場等の金額ということでお伝えいたしますが、結城市の鹿 窪運動公園ターゲット・バードゴルフ場、年会費は5,150円、これ市内の方です。市内の方は5,150円、 午前中は110円、午後が110円、1日で220円となっております。市外の方におきましては、年会費は 7,720円、やはり使用料のほうは午前110円、午後110円、1日で220円となっておりますけれども、施 設は9ホールのゴルフ場となっておりまして、パークゴルフとグラウンドゴルフの併用となっております。

続きまして、岩瀬の体育館にあるターゲット・バードゴルフ場です。年会費は年齢によってちょっと分かれておりまして、70歳以下が8,000円、71歳以上が4,000円ということになっております。1日の利用料は、市内の方が600円、市外の方が1,200円、こちらも9ホールの常設となっております。

県西総合公園に関しましては、先ほど局長のほうから説明がございましたように、年会費は現在1万円でございます。午前が300円、午後が400円、1日が700円という形ですが、もともと当初に設立、参考とした規模が同じ規模の施設がございまして、そちらが常陸太田市にある大里ふれあい広場のターゲット・バードゴルフ場でございます。当時、やはり1万円の年間パスポートでしたので、今回ちょっと確認しましたところ、1万1,000円に値上げしてあるというふうなことで伺っておりますので、そちらを参考に今回、1万1,200円とさせていただきまして、うちのほうの施設に関しましては18ホールの常設の林間のなかなか珍しいコースになっておりますので、そちらを踏まえて1万1,200円とさせていただきました。ターゲット・バードゴルフの協会の公認コースともなっておりますので、そこら辺ちょっと加味していただいて、ご協力いただければなと思っております。

以上です。

**〇議長(稲川新二君)** 平 陽子君。

**○8番(平 陽子君)** ありがとうございました。なかなか18ホールの施設が少ないので、対比はできないというようなことですよね。比較がなかなかできないのですが、これ岩瀬なんかは年間が8,000円とか4,000円とかすごく安いのは、やはり年間通してやる方が多いと思うのです。だからそれに併せて1時間幾らというのもつながってはおるのですが、林さんも今10円、20円と非常に大変だというような話をされました。

[「1円……」と言う人あり]

**○8番(平 陽子君)** 1円。それなので、そういうことも兼ねて、あとは高齢者のやっぱり支援をするというような意味合いもあって、ぜひこの関係だけは値上げしないでおいていただけるとありがたいと思っています。

以上です。質問はないです。

**〇議長(稲川新二君)** 平 陽子君の2回目の質疑に答弁願います。

須藤事務局長。

**○事務局長(須藤正明君)** 料金の値上げにつきまして、いろいろなご意見があることは承知してございます。この使用料につきましては、行政財産の使用または公の施設の利用に対する対価として徴収しているものでありまして、利用者に応分の負担をしていただくものだというふうに認識してございます。

今回の使用料の12%の値上げでございますけれども、説明の中でも申し上げましたとおり、物価高騰、それと人件費の上昇、これらに伴うものでございます。県においても体育室で12.8%、最も引上げ率の高いテニスコートで14.7%の値上げを行っているわけでございます。県の引上げ率を下回っているとはいえ、結果として値上げは施設利用者の皆様にご負担をお願いすることになるものでございますので、当組合といたしましては今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますことで、利用者の満足度向上を図ってまいりたいと存じます。ご理解賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(稲川新二君)** 平 陽子君。
- **○8番(平 陽子君)** ありがとうございます。やはり高齢者ということで、年齢で制限するのは、 うまくやれば料金体制は取れると思いますので、使用する中身によって柔軟にやっていくのも必要な のではないかなと、住民の暮らしとか生活守るためにはそういう配慮もしていただければよかったな と思っています。

以上です。

**〇議長(稲川新二君)** ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**〇議長(稲川新二君)** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇議長(稲川新二君)** ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

**○議長(稲川新二君)** 次に、日程第5、議案第7号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会 計補正予算(第1号)を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

**〇事務局長(須藤正明君)** それでは、議案第7号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計 補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。令和6年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,124万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ91億1,712万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

今回の補正予算の概要ですが、消防の案件4件でございます。まず、1点目が消防車両購入事業で、 災害対応特殊救急自動車購入に伴う精算補正、2点目は消防指令システム出動計画変更に伴う委託料 の増額補正、3点目は結城消防署訓練棟施設改修に伴う工事請負費の増額補正、4点目は事務局執務 室拡張工事に伴う消防庁舎防火設備改修工事の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、7ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。2、 歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金につきまして1,014万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは消防本部消防車両購入事業に対し、緊急消防援助隊設備整備費補助金が交付決定されたことによる国庫補助金の増額でございます。

次に、款6項1目1繰越金につきましては、歳出でもご説明いたしますが、消防指令システム出動計画変更に伴う委託料の増額補正、結城消防署訓練棟施設改修に伴う工事請負費の増額補正、事務局執務室拡張工事に伴う消防庁舎防火設備改修工事費の増額補正の財源としまして、消防費の令和5年度歳入歳出決算見込額のうち2,350万円を増額補正するものでございます。

次に、款8項1組合債、目3消防債につきましては、国庫補助金の交付決定、災害対応特殊救急自

動車の購入額確定に伴う消防債1,240万円の減額となってございます。

次に、恐れ入りますが、ページ戻ってもらいまして4ページをご覧ください。第2表、地方債補正変更でございます。消防車両購入事業債につきましては、国庫補助金の交付決定及び災害対応特殊救急自動車購入額の確定に伴い、限度額の3,330万円から1,240万円を減額しまして、2,090万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

また、お手数ですが、8ページをご覧いただきたいと思います。3、歳出でございます。款5項1 消防費、目1消防総務費につきまして1,937万7,000円を増額し、補正後の額を28億6,256万円とするものでございます。

説明欄、消防運営事務費2,350万円の増額は、節12委託料650万円の増額及び節14工事請負費1,700万円の増額によるものでございます。

内容ですが、まず委託料の増額は支援車Ⅲ型の導入及び上曽トンネル開通に伴う災害対応出動計画 を変更するための業務委託料の増額でございます。

次に、工事請負費の内容ですが、1点目は結城消防署鉄骨造訓練棟の経年劣化による塗装の剥離、 さび及び腐食等の改修工事費として700万円の増額をお願いするものでございます。これまで消防職員 による補修で対応してきましたが、業者による改修が必要となり、予算計上をお願いするものでござ います。今年度、予算未計上であったことから、工事請負費の増額補正をお願いするものでございま す。

2点目は、今年度、予算で計上した事務局執務室拡張工事を執行するにあたり、現行の建築基準法 安全基準を満たすための防火設備改修工事が必要となり、1,000万円の増額補正をお願いするものでご ざいます。これは、今年度に入り県及び建築指導機関から消防署内防火シャッター及びエレベーター を現行の建築基準法上の安全基準を満たす改修工事を行うよう指導を受けたことから、消防庁舎改修 を行うものでございます。

次に、節17備品購入費412万3,000円の減額は、災害対応特殊救急自動車購入額確定に伴う減額でご ざいます。

次に、款8項1目1予備費186万8,000円の増額は、災害対応特殊救急自動車購入に伴う精算で、一般財源の減額分を予備費の増額で対応するものでございます。

以上のことから歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,124万5,000円を増額するものでございます。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(稲川新二君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

**〇議長(稲川新二君)** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(稲川新二君) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)について、原案の とおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(稲川新二君)** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案外報告 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書(一般会計)令和5年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)

○議長(稲川新二君) 次に、日程第6、議案外報告 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明 許費繰越計算書(一般会計)及び令和5年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計) の2件について説明を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

**○事務局長(須藤正明君)** それでは、議案外報告、令和5年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許 費繰越計算書(一般会計)及び令和5年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計) についてご説明申し上げます。

裏面の2ページをご覧ください。款5項1消防費、事業名、消防車両購入事業、金額8,932万円は、 支援車Ⅲ型の納期遅延に伴い、明許繰越を行ったものでございます。

次に、3ページをご覧ください。一般会計、款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理施設基幹的設備改良事業でございます。継続費の総額は、令和3年度から令和7年度の5か年で81億9,586万8,000円、令和5年度継続費予算現額の計4億762万3,111円に対し、支出済額4億762万1,742円は、ごみ処理施設基幹的設備改良工事費及び工事に係る施工管理委託料でございます。予算現額から支出済額を引いた残額1,369円を令和6年度に逓次繰越しするものでございます。

次に、款 5 項 1 消防費、事業名、桜川消防署庁舎建設事業でございます。継続費の総額は、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 か年で18億510万円でございます。令和 5 年度継続費予算現額 5 億7,590万円に対し、支出がなかったことから、全額令和 6 年度に逓次繰越しするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(稲川新二君)** 以上で説明を終わります。

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長(稲川新二君) 次に、日程第7、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。 本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申 し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

**〇議長(稲川新二君)** ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(稲川新二君) 以上で、今臨時会に付託されました案件は全て議了いたしました。これをもちまして、令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。閉 会 (午前11時32分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年7月10日

議			長		稲	Ш	新	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	
署	名	議	員		土	田	構	治	
署	名	議	員		仁	平	正	巳	